

答申第25号

答 申

「個人情報の提供の制限の例外に関する個別事項」について、その理由や必要性等を審議した結果、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。

なお、個人情報の提供先として適切であるかどうかを慎重に確認するとともに、提供先に対し当該個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めるよう要望します。

個人情報の提供の制限の例外に関する事項（個別事項） （条例第7条第1項第7号）

個別事項	提供する理由又は必要性
<p>児童から臓器を提供しようとする医療機関から、児童相談所に対して虐待の有無について照会があった際に、次の個人情報を当該医療機関に提供するとき。</p> <p>(1)臓器提供を検討している児童に係る児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間</p> <p>(2)臓器提供を検討している児童のきょうだいに係る児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間並びに不審死及び乳幼児突然死症候群(疑い)に関する情報の有無</p> <p>(3)臓器提供を検討している児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期</p>	<p>臓器の移植に関する法律に基づき18歳未満の児童からの臓器提供を行おうとする医療施設は、当該児童について虐待が行われた疑いの有無を確認する必要がある。</p> <p>そのため、臓器提供を行おうとする医療機関から児童相談所に対して児童虐待やDVに関する情報の照会があった場合に、法の趣旨に則り、臓器提供を希望する意思が尊重され、かつ、虐待が行われた疑いのある児童からの臓器提供を防ぐことに資するよう、左記の個人情報を提供することは、公益上の必要性があると認められる。</p>